

## 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の主要な 事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の概要

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、事務及び事業の見直し当初案を平成24年8月16日の医療・福祉部会、同月31日の総会での御審議を経て9月25日に総務省に提出いたしました。

この度、平成25年1月21日付けで政策評価・独立行政法人評価委員会から本法人に対する標記の「勧告の方向性」が示されました。勧告の方向性の主なものは次のとおりです。

### 1 勧告の方向性の主なもの

#### ① 事務及び事業の見直し

- ・ 施設利用者の自立支援のための取組については、引き続き地域移行を推進していくとともに、今後の受入れについては、行動障害等を有する著しく支援が困難な者や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等に特化し、全国の障害者支援施設・事業所で活用できるようなモデル的支援に取り組むものとする」と勧告されました。

また、平成25年4月から施行される改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、支援対象者、取組内容等を具体化していくもの」と勧告されました。

- ・ 自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、モデル的支援に関する調査研究や大学等との共同研究を推進し、他の障害者支援施設等での活用を目的とした、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園でなければ実施できない調査研究に特化するものとする」と勧告されました。

また、知的障害者支援業務に従事する者の養成及び研修については、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るために、引き続き、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を推進するもの」と勧告されました。

#### ② 内部組織の見直し

地域移行を推進することによる施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置を行い、全体として人員・コストを縮減するもの」と勧告されました。